

令和8年度石川県人口減少対策調査・分析業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的・趣旨

本県において出生率低下や若者の県外流出が進行する中、各種統計や既存データに加え、アンケート調査を実施のうえ若者や女性のニーズ、他県の成功事例、本県の既存施策の有効性などといった調査分析の結果を活用しながら、県における人口減少対策のブラッシュアップや新たな有効策につなげることを目的とする「石川県人口減少対策調査・分析業務」を委託するにあたり、その受託者を選定するための公募型プロポーザルを以下に基づき実施する。

なお、本プロポーザルは、令和8年第3回(6月)石川県議会定例会の予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

2. 委託業務の概要

- (1)業務名：令和8年度石川県人口減少対策調査・分析業務
- (2)業務内容：「令和8年度石川県人口減少対策調査・分析業務 仕様書」のとおり
- (3)履行期間：契約締結日から令和8年12月28日まで
- (4)予算上限額：25,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 参加資格

次の(1)から(5)に掲げる条件を全て満たす者

- (1)石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第111条第2項の規定による資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている者又は契約締結の日までに資格者名簿に登録される者であること。
- (2)地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3)石川県から競争入札の指名停止または見積り合せへの参加排除を受けて、参加申込書及び企画提案書受付期間において、指名停止または参加排除期間中にある者でないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5)次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

4. スケジュール(予定)

| | |
|----------------|--------------|
| (1) 公告 | 令和8年5月29日(金) |
| (2) 質問票の提出期限 | 令和8年6月8日(月) |
| (3) 参加申込書提出期限 | 令和8年6月17日(水) |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年6月24日(水) |
| (5) 選定結果の通知 | 令和8年6月下旬 |
| (6) 契約の締結 | 令和8年6月末 |

5. 「質問票」の提出、回答方法

企画提案募集要領及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年6月8日(月)
- (2) 提出方法
 - ・「質問書【様式1】」を電子メールにより提出し、送付後に到達確認のため電話を行うこと。
 - ・件名は、「石川県人口減少対策調査・分析業務に関する質問」とすること。
- (3) 提出先
石川県企画振興部企画課成長戦略推進室 宛
〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
TEL: (076)225-1313 / FAX: (076)225-1315
Mail: kikakuka@pref.ishikawa.lg.jp
- (4) 質問の回答
回答は、電子メール等により質問者に通知する。
- (5) 留意事項
企画提案書の審査に係る質問や電話での質問は受け付けない。

6. 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年6月17日(水)
- (2) 提出書類
 - ・プロポーザル参加申込書【様式2】
 - ・事業者概要書【様式3】

(3) 提出方法・提出先

- ・電子メールにより上記5(3)の宛先に提出すること。
- ・件名は、「石川県人口減少対策調査・分析業務に関する参加申込」とすること。

(4) 参加の辞退

参加申込書【様式2】を提出したにもかかわらず、事情等により参加を辞退する場合は、速やかにプロポーザル参加辞退届【様式4】を提出すること。

7. 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年6月24日(水) 午後5時必着

(2) 提出書類及び部数

| 提出書類 | 提出部数 | 様式 | 備考 |
|--|------|-------------------|---|
| 企画提案書 正本・・・1部 副本・・・5部 副本 PDF データ ※PDF データについては、 5(3)のアドレスに送付 すること。 | 6 | 任意 ※枚数制限 なし | ・A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。 ・表紙に「令和8年度石川県人口減少対策調査・分析業務委託」と記載すること。 ・正本は、余白に会社名を表示し、副本には、企画提案書内に会社名は表示しないこと。 |

(3) 企画提案書の内容

企画提案書には、「仕様書」の「4 業務内容」をふまえ、項目ごとに以下の記載とすること。

ア 提案書

① アンケート調査の企画設計

「仕様書4(2)調査テーマ①若者定着のための魅力ある仕事づくり」について、アンケート調査の設問内容を試行的に示すこと。

② アンケート調査結果の分析に用いる手法を具体的に示すこと。

③ 本県が令和7年度までに実施している人口減少対策の既存施策を以下ホームページに掲載しているので、最低1つのテーマについて試行的に客観的なエビデンスに基づく新たな施策及び事業見直しの提案を行うこと。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kikaku/jinkougensyo.html>

(第2回人口減少対策推進本部会議 会議資料 参考資料② 人口減少対策に係るこれまでの取組 33～59頁)

④ また、仕様書に定める内容以外に、予算の範囲内で独自に提案できる事項(業務の成果を高めるための工夫等)があれば、その内容を記載すること。

イ 業務スケジュール

委託業務期間全体を通じた具体的な業務スケジュールを示すこと。

ウ 実施体制

- ・担当者ごとの役割(管理者・主担当者・補助等)及び体系図
- ・主担当者の類似業務実績(業務内容等を具体的に)

エ 類似業務の受注実績

国又は自治体等から、人口減少対策調査・分析業務に携わった実績がある場合、その概要（成果など）を記載すること。

オ 見積書

- ・第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の作業時間、単価が判断できるもの）
- ・見積金額が2(4)を上回っている場合は、審査の対象としない。

(4) 提出方法

上記5(3)の宛先に、提出書類一式を提出すること。また、持参する場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の午前9時から午後5時迄とする。

(5) 留意事項

- ・提出できる企画提案書は1企業・1案とする。
- ・提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ・一度提出した企画提案書等を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- ・企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ・提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

8. 企画提案書の審査・選定方法

- (1) 本業務の企画提案にかかるプレゼンテーションは実施しない。
- (2) 各提案者から提出された企画提案書について、審査員が別表審査基準表に基づき審査・採点を行い、最も評価の高い提案者を契約の相手方として選定する。
- (3) 提案者が1者の場合、提案者の合計点が満点（100点×評価する審査員数）の6割に達したときは、契約の相手方として選定する。
- (4) 審査は非公開で行う。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある
 - ・審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
 - ・実施要領に適合しない書類を作成すること
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9. 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書を提出した者に対して通知する。

なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

10. 契約の締結

- (1) 県は、上記8により最も高い評価を得た提案者と本件業務委託について、別途あらためて内容を協議した上で契約を締結する。ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合等においては、契約の締

結を行わないことがある。なお、採択された事業提案は、県と候補者の協議により修正・変更を行う場合がある。

- (2) 上記8により最優秀提案者として選定された者が、正当な理由なく契約しないとき又は協議が整わなかったときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。
- (3) 契約時期は、令和8年6月末を予定している。

11. 契約の解除

契約締結後であっても、次に該当する場合は契約を解除する場合がある。

- (1) 提出書類に虚偽の申請が明らかになった場合
- (2) 受託者に重大な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力が無いと認められた場合

12. 著作権等

- (1) 本業務の成果品に係る著作権（作成の過程で作られた素材等の著作権も含む）及びその権利は、全て委託者に帰属するものとする。ただし、受託者と委託者の協議の上、欠かすことができないと認められた構成素材のうち、当該著作権を委託者に帰属させることが困難なものについてはこの限りではない。
- (2) 受託者は、委託者に著作権を譲渡し、または委託者に著作権法に基づく利用を許諾した成果品に関し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品及び構成要素に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利についての交渉・処理は受託者が調査・処理を行うものとし、当該費用も見積額及び契約額に含めること。
- (4) 採用された企画提案について、第三者の著作権、商標権等に関する問題が生じた場合、全て参加者の責任とする。

13. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

14. その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成及び提出等に要した経費は提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。
- (4) 選定結果として企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。

- (5) 募集及び契約は、県の都合により中止することがある。
- (6) 本プロポーザルの参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (7) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (8) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成4年法律第51条）に定める単位に限る。
- (9) 委託期間中に、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (10) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公営企業法、同法施行令及びその関係法令並びに石川県個人情報保護条例、石川県財務規則及びその他の県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。